

**保健室とは**

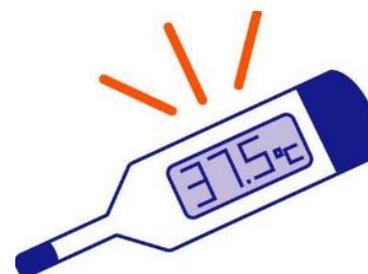
- 健康診断、健康相談、応急処置等を行っています。病院などの医療機関ではありませんので、治療行為となる内服薬の投与や、継続したけがの手当てはできません。
- 保健室では保健指導の場でもあります。「なぜ、具合が悪くなったのかな?」「この傷は、水で洗い流すだけでも治りますよ。」などの個別指導も行います。
- 保健室は、学校の健康教育センター的な役割があり、専門の職員として養護教諭がいます。また、保護者の方の協力を必要とする場合もございますので、よろしくお願いいたします。

**保健室からののお知らせとお願い****1. 入学前に**

- (1) 就学時健康診断で指摘された疾病異常等は、医療機関で治療や相談を済ませておいてください。
- (2) 学校のトイレは、大人サイズの和式が多いです。機会があれば使い方を確認しておいてください。入学後に学級で指導もいたします。

**2. 入学してから****(1) 朝の健康観察**

学校へ行く前に、ご家庭でのお子様の体調など健康状態を良く見てください。欠席する場合は、一斉メール配信サービス (Schit Mail3 p24 参照) での連絡を基本とします。なお、現在は新型コロナウイルスへの感染症対策として、「健康観察カード」による検温と風邪症状等の確認を実施しています。毎日の提出となりますので、ご協力をお願いします。また、同居の家族に風邪の症状があり、登校や出社をせず「欠席」する場合、本人は元気でも登校を控えてください。

**(2) 出席停止**

学校において予防すべき感染症（はしか、風疹、インフルエンザ、おたふくかぜなど）にかかった際に対象となり、出席停止となります。登校できるようになった時は、医師の診断書（治癒証明書）を提出し、登校可能となります。ただし、インフルエンザの場合は、治癒証明書の提出は必要ありません。インフルエンザの出席停止期間は、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでとなります。



### (3) 学校での健康診断

4月～6月にかけて定期健康診断が実施されます。1年生は他の学年に比べ検査項目が多いので、事前に配付される資料をご確認ください。

結果は項目ごとに疾病異常があった時や二次検査が必要な時にお知らせを出します。

市内で統一した二次検査をしている項目もありますが、それ以外のご家庭で早めに専門医による治療や相談をお願いします。また、その結果をお知らせください。



### (4) 緊急連絡

急な病気（発熱等）による早退や、けが（特に病院へ行く必要があるけが）のとき、保護者の方と連絡を取り、対応をしています。その際、連絡が取れないと大変困りますので、必ず連絡が取れるように連絡先（勤務先や携帯電話）を「児童調査票」にてお知らせください。また、変更があった場合には、すみやかに連絡帳などでお知らせください。



## 3. 独立行政法人 日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付」について

日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付」は、学校および幼稚園の管理下で災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生した時に災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の給付）がおこなわれる国の公的共済制度です。

本校では、万一に備え全校児童に加入していただいています。令和4年度は掛け金935円のうち保護者負担460円、市川市負担475円でした。詳しくは、入学後にお知らせいたしますのでご協力よろしくお願いたします。



## 4. その他

お子様の健康面（心、体、アレルギー等）で心配なことがありましたら、お気軽に養護教諭までご相談ください。